行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

72号 (平成28年4月)



表紙画像:(左上)国立国会図書館国際子ども図書館アーチ棟(新館) ※特集記事「国際子ども図書館のお引っ越し」を参照

(左中上) 大阪国際メディア図書館書架

※特集記事「メディア図書館の成立過程と移転の効用」を参照

(左中下)国立国会図書館国際子ども図書館アーチ棟(新館)書庫 ※特集記事「国際子ども図書館のお引っ越し」を参照

(左下) 国立国会図書支部内閣府図書館開架書架

※特集記事「支部内閣府図書館の沿革と移転について」を参照

(右)国立国会図書館国際子ども図書館俯瞰図及び断面図 ※特集記事「国際子ども図書館のお引っ越し」を参照

※本誌掲載画像の無断複製・二次使用はご遠慮ください。

72 号 (平成 28 年 4 月) 目次

+++ 【特集: 図書館のお引っ越し】++++++++++++++++++++++++++++++++++++	2
支部内閣府図書館の沿革と移転について	
支部内閣府図書館	3
国際子ども図書館のお引っ越し 国立国会図書館国際子ども図書館資料情報課 檜山未帆	5
東京商工会議所広報経済資料センターの果たす役割 〜類縁機関の活用と今後の動き〜 東京商工会議所広報部経済資料センター 渡邊浩江	9
メディア図書館の成立過程と移転の効用 大阪国際メディア図書館代表理事 畑祥雄	12
+++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	+++-
国の図書館における個人情報保護 中央大学総合政策学部准教授 宮下紘 ++++++	15
【平成 27 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】 「図書館の保存環境整備に関する基礎知識」〜佐野千絵氏特別講演要旨〜 国立国会図書館総務部支部図書館・協力課	20
【支部図書館紹介】 支部総務省統計図書館を見学して 支部最高裁判所図書館 瀬川麗子	23
【各国在日図書室紹介】 オーストラリア・ライブラリー紹介 追手門学院大学図書館・情報メディア部図書館 阿部良子	25
平成 28 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員研修等について	28
日 誌 (平成 28 年 1 月 ~ 平成 28 年 3 月)	29
国立国会図書館刊行物紹介(平成28年1月~平成28年3月)	30

『特集:図書館のお引っ越し』につきまして

4月は入学、就職、転勤などで引っ越しの多い季節です。人が引っ越しをするように図書館も移転をすることがあります。例えば、国立国会図書館の支部図書館は省庁の一組織でもあるため、庁舎内での移転等もあります。図書館のお引っ越しは、移転前後の休館準備、広報、資料の移転だけでも大変ですが、一方、新しい場所への移転にあわせて、蔵書点検を行ったり、サービスをリニューアルするなど、自館を見つめ直す機会ともなります。

今回の特集では、資料移転、書架や閲覧室レイアウトなど実際の作業の中での工夫紹介の ほか、休館中でもできるサービスを検討した結果、他館との連携を深めた事例、誘致等を受 けて移転する中で時代に適応して存続してきた事例などを紹介させていただいています。

先達の工夫、方針等をどのように変えたかなど、ちょっとしたヒントや視点を拾っていただき、皆さまの業務の参考としていただければ幸いです。

(編集担当)

【特集:図書館のお引っ越し】

支部内閣府図書館の沿革と移転について

支部内閣府図書館

支部内閣府図書館(以下、「内閣府図書館」といいます。)は、平成26年に中央合同庁舎第8号館(以下、「8号館」といいます。)の新設時に8号館に移転しました。今回、内閣府図書館の沿革も含め、移転作業の内容について紹介します。

1. 沿革

内閣府図書館は、旧総理府と旧経済企画庁 の図書館が統合したものです。

旧総理府の図書館は、内閣文庫の分室として置かれました。内閣文庫は、明治6年に太政官に置かれた図書掛に始まり、内閣制度の創始と同時に同文庫となり、以来、和漢の古典籍・古文書を所蔵する専門の図書館でした。その後、昭和46年に設立された国立公文書館1の中の一つの組織となりました。

一方、旧経済企画庁の図書館は、昭和21年に戦後復興のために立ち上げられた経済安定本部の発足とともに始まり、経済審議庁、経済企画庁と改称されながら、昭和46年から中央合同庁舎第4号館(以下、「4号館」といいます。)に置かれていました。

その後、平成 13 年 1 月の中央省庁再編により内閣府が発足し、旧総理府の内閣文庫の分室と旧経済企画庁の図書館は、内閣府図書館として統合されました。

しかし、旧総理府の職員は内閣府庁舎(以下、「本府」)、旧経済企画庁の職員は4号館にて多くの職員が勤務することになったため、 二か所のまま運営することになりました。

なお、当館は昭和23年8月には支部図書

館制度に基づき、国立国会図書館(以下「中央館」といいます。)の支部図書館となり、中央館及び各府省庁及び最高裁判所の支部図書館と協力しながら、図書館を運営しています。

2. 移転の概要

8号館は、PFI手法²により新設されました。 図書館の移転にあたり、庁舎整備の担当部 署と設置する書架等を検討しました。具体的 には、二か所にあった図書館が統合すること による重複図書・雑誌等の処分、そのために 必要な蔵書の確認、あわせて、図書、雑誌等 の排架計画の作成、蔵書の運搬に必要な準備 を行いました。

以下、それぞれの作業について紹介します。 8号館の図書館の書庫面積は、本府と4号館の書庫面積の合計より狭く、書架の段数は200段ほど少ない約4,400段となり、さらに、一段の幅を比較すると、8号館はすべて86cmであるのに対し、本府と4号館の合計のうち約4割が90cm(残りの約6割は86cm)であったことから、収容能力を比較すると8号館のほうが低くなりました。

そのため、所蔵資料の整理が必要となり、 平成24年度末時点で、本府で約2万冊、4号 館で約9万冊あった図書のうち、重複分や内 容等が古くなり利用価値が失われた図書約3 万冊を平成25年度に廃棄しました。

また、8 号館の排架計画の作成にあたっては、閲覧しやすいよう新刊図書・雑誌のコーナーを設け、それを出来るだけ出入口付近に置き、バックナンバーも近くに排架するほか、

¹ 旧総理府の施設等機関。その後、平成13年に独立行政法人へ移行しています。

² 公共施設等の整備等を民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

内閣府発行資料をまとめる等の工夫をしました。

平成 26 年度に入って移転日が確定しました。利用者の便を図るため、二か所の同時閉館は行わず、最初に全体の約8割を占める4号館の蔵書を移転し、次に本府のものを移転するという2段階に分けて実施しました。

まず、4 号館の図書館を平成 26 年 6 月 9 日から閉館し移転の準備に入りました。各書棚に排架されている蔵書の並びを整理したのち、ハンディターミナルやバーコードリーダーを使って全ての蔵書のバーコードを読み込み、データーベースとの突合を行いました。作業には 2 週間以上を要しましたが、その結果、図書は約 400 冊を廃棄し、また、雑誌は製本されたものを含め約 160 冊を処分しました。

次に、業者が作業 3を確実に行えるように 4 号館の図書館の書棚に、指定の場所へ格納 するための配送シールを貼付し、事務用品等 の梱包も行い、4 号館での作業は終了しました。

7月7日から5営業日かけて業者による移転作業を行い、運搬するための段ボール箱が約9,000個になったため、再配架作業には時間を要しました。

8 号館への移転後は、2 週間かけて蔵書の 排架の確認、書架側面への分類表の添付、閲 覧席、作業台、カウンター等の準備を行い、 7月 28 日に 4 号館分の蔵書で開館しました。

開館日には、本府の図書館を閉館し、4号館と同様の準備作業を開始しました。こちらも蔵書点検を行い、図書は約250冊を廃棄し、また、雑誌は製本されたものを含め約350冊を処分しています。

本府の図書館は、4 号館に比べて冊数が少ないうえに、8 号館と連絡通路で繋がっていることから、スムーズに移転作業は進み、8月

11日に本府分を含めた全ての蔵書が整い、内閣府図書館は一つに統合されました。



移転後の開架書架



移転後の集密書架

おわりに

内閣府図書館は、蔵書として旧経済企画庁の図書資料を引き継いだことから、財政、経済関係の和書、洋書が多数あり、経済安定本部時代の古い資料も有しています。また、内閣府の業務が多岐に及ぶことから広い分野の書籍を収集しています。

一方、内閣府図書館は、内閣府所属の職員 のみならず内閣官房、復興庁等所属の職員も 利用しており、他の支部図書館と比較すると、 中央館及び各支部図書館を案内することが多 い図書館です。今後も中央館、支部図書館と の協力体制のもと、利用させていただく機会 が増えていくと思われますので、今後ともよ ろしくお願いします。

(しぶないかくふとしょかん)

³ 契約内容は、書棚から資料を取り出した上での梱包、運搬、新規書庫への再排架です。

【特集:図書館のお引っ越し】

国際子ども図書館のお引っ越し

国立国会図書館国際子ども図書館資料情報課 檜山 未帆

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館です。東京の上野にあり、我が国唯一の国立の児童書専門図書館として、国立国会図書館の蔵書のうち、主に児童向けの資料を所蔵しています。

平成 27 年から平成 28 年にかけて、国際子ども図書館はアーチ棟と呼ばれる新館の建築に伴いリニューアルを行いました。リニューアルに当たっては、施設の再配置や資料の移転など、新たなサービス展開のための基盤を整備しました。ここでは、主に既存棟(以下、「レンガ棟」といいます。)からアーチ棟への約 40 万冊・40 日に及んだ資料の移転について、計画、準備から実際の移転作業までをご報告します。

1. 移転に向けた計画の策定

レンガ棟には 40 万冊規模の書庫がありますが、満架が近づいた平成 22 年から児童書の関連書や関連雑誌などを毎年少しずつ国立国会図書館東京本館内の書庫に一時保管することにより、ようやくスペースを確保している状態でした。並行して具体化した建築計画でアーチ棟の地下 1・2 階に 65 万冊規模の書庫が新設されることになりました。

また、これまで施設の制約上、レンガ棟の第一・第二資料室の2室に分かれていた資料室を、アーチ棟2階に新設する「児童書研究資料室」に移転・統合することが決まり、児童書の専門図書館としてのサービスはアーチ棟を中心に行っていくことになりました。

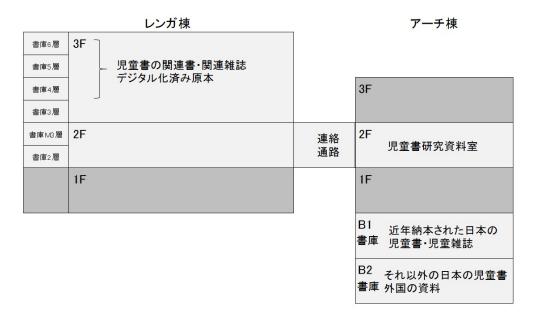
このため、資料室の開架資料約4万冊と、レンガ棟書庫に配置されていた資料約40万

冊のうち、約 35 万冊のアーチ棟への移転を 行うことになったのです。

書庫計画の策定では、まず「どの資料をレンガ棟に残し、どの資料をアーチ棟に移転するか」の検討から始めました。国際子ども図書館では、世界約140の国と地域の資料を収集し、現在約9万冊を所蔵しています。また、図書や雑誌だけではなく、紙芝居・電子資料・マイクロ資料など、様々な形態の資料を全体で約40万冊所蔵しています。利用頻度の高い、近年納本された日本の児童書や児童雑誌は資料室に近いアーチ棟の地下1階へ、それ以外の日本の児童書や外国の資料はアーチ棟の地下2階へ、利用頻度がそれほど高くない児童書の関連書・関連雑誌やデジタル化済み原本などはレンガ棟に残すなど、資料群ごとに資料配置を決めました。

移転作業そのものは外注で行うため、平成 26 年秋頃から調達に向けて仕様書を作り始め、その際に書庫内の資料の割付も決定しました。書庫の割付は、移転後 10 年分の資料が入るように資料の増加量を計算して作成しました。増加量の算定方法は資料群ごとに異なります。特に雑誌は現在ある約 1700 タイトルについてそれぞれ1タイトルごとにセンチ単位で増加量を算定しなければならず、またこれから先 10 年間に新しく刊行されるであろうタイトル数も予測しながらの算定だったため、膨大な作業量になりました。

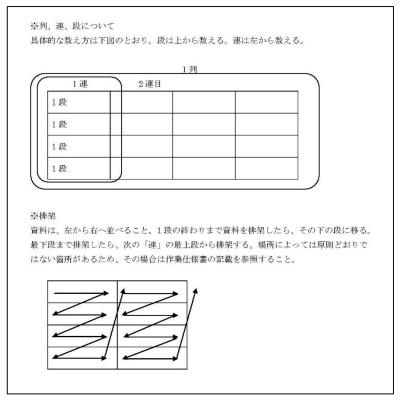
平成27年3月には仕様書が確定し、8~10 月に資料室と書庫資料の移転を行うというスケジュールも現実味を帯びてきました。



2. 移転準備作業

平成27年6月に移転業者が決定しました。 移転業者は運搬のプロですが、図書館の専門 家というわけではありません。書架の左から 右、上から下という資料の並び順や、「段・連・ 列」という書架を数える単位など、図書館独 自の決まりごとや用語などを共有するため、 7月頃から書庫内の移転対象の書架全てに資料の並び順など基本的な事項を書いた紙を 貼るなどの準備を行いました。

また、移転する資料群と、移転しない資料 群が混在していて分かりにくいところが多 かったので、誰が見ても一目で分かるように 移転対象外の書架に「移転しない」と書いた



書架に貼った掲示:資料の並び順や「段・連・列」を説明

紙を貼りました。



移転業者による実際の作業では、書架から の資料の取り出しと書架への資料の排架は、 図書館での作業に習熟している人を必ず含 む決まった担当者が行い、書庫間の運搬作業 は日替わりの作業者が担当しました。資料の 取り出しと排架の担当者が、移転する資料や 順番をよく理解して運搬作業者に指示をし たため、排架時の大きな間違いが少なく、ま た、長い作業期間中に習熟した人を少しずつ 増やすことができました。

移転中の資料は利用できなくなるため、『 国立国会図書館月報』や ホームページ、メ ールマガジンへの掲載・館内掲示等の広報を 行い、電話での問合わせにも対応しました。

移転業者の決定と前後してアーチ棟も完成に近づき、建設途中の新しい児童書研究資料室や書庫に入って実地検分を行う機会もあり、その中で資料移転のイメージがより具体化していきました。

3. 資料移転

平成27年8月29日、これまでの第一・第 二資料室が閉室しました。翌8月30日から 9月15日までの約2週間を資料室の休室期間とし、この期間に資料室の資料と書庫資料 のうち特に利用頻度の高い資料群の移転作業を行いました。資料室の移転は、直前まで開室していた上に、端末の設置やサイン・各種案内など、リニューアルオープンの準備作業や書庫移転の日程の都合上、8月31日の1日でほぼ全ての移転を終わらせなければいけないという非常にタイトなスケジュールでしたが、入念な事前準備のおかげで滞りなく行うことができました。資料室の移転については、『国立国会図書館月報』656号(2015年12月号)掲載の館内スコープ「国際子ども図書館に住む妖精 児童書研究資料室の移転」もご覧ください。

資料室移転の翌日からはレンガ棟書庫からアーチ棟書庫への資料の移転が始まりました。資料室休室期間中は土日も移転作業を行い、その甲斐もあって予定より少し前倒しで作業を進めることができました。休室期間中で職員もカウンター業務がなかったこともあり、移転元と移転先にそれぞれ立ち会い、きめ細かく指示を出したり、排架順に間違いがあった場合はすぐに指摘したりできました。移転業者側でも、なるべく毎日同じ作業員が来るように対応してくださったこともあり、最初の1週間を過ぎると作業にも慣れ、徐々にスピードアップしていきました。

9月16日には国際子ども図書館新館完成記念式典があり、翌17日から児童書研究資料室がオープンしました。17日以降は資料室でのサービスと書庫資料の移転が平行することになり、資料室に向かう利用者と移転作業の動線が、レンガ棟とアーチ棟の連絡通路で重なるため、警備員を配置して事故のないように注意しました。

また、資料室のオープン以降はカウンター業務もあるため、職員の立ち会いを減らさざるをえませんでした。そのため、移転担当の職員は館内用 PHS を携行し、移転業者から電話があった際にはすぐに駆けつけるとい

う対応をとりました。

10月19~20日に、東京本館に一時保管していた資料約1万4千冊を国際子ども図書館に再移転し、業者による移転作業は全て終了しました。



現在、国際子ども図書館では、レンガ棟書 庫内資料の再配置を行っています。これまで は書庫が満架の状態だったため、なるべく間 隔を空けずに資料を排架していましたが、書 庫に余裕ができたため、今後の増加分を見込 んで間を空けながら並べ替えています。こう いった作業は職員が日常業務の中で計画を 立て、少しずつ進めています。

児童書研究資料室はリニューアルオープン以降、日曜日も開室しています。明るく、広くなり、東京本館に一時保管していた資料も戻ってきて利用できる資料が増えた資料室に、ぜひ足をお運びください。

(ひやま みほ)

参考:移転スケジュール

(業者による移転作業は H27.8~10)

平成 21 年度

・新館(アーチ棟)設計(~27 年度建 設・レンガ棟改修工事)

平成 22 年度

- ・レンガ棟書庫が満架に近づき、児童書の関連書や関連雑誌などの東京本館書庫内への一時保管を始める。
- ・国際子ども図書館第2次基本計画の策 定

平成 23 年度

書庫内資料配置計画の検討開始

平成 25 年度

- ・必要な移転作業について検討し、作業 ごとに移転対象、移転ルート、作業期
- 間・実施時期等を決定
- 移転作業見積徴取

平成 26 年度

- ・秋~調達仕様書作成開始(3月確定)
- 書庫内資料配置計画策定(割付確定)

平成 27 年度

6月:移転業者決定

6月末:アーチ棟完成

7月:書庫内の移転準備作業開始

休館の広報開始

8/29:第一·第二資料室 閉室

8/30~9/15: 資料室及び書庫資料のうち 特に利用頻度の高い資料群の移転作業(2 週間)

※資料室の移転は実質8/31の1日

9/16:新館完成記念式典

9/17~: 児童書研究資料室 開室

・並行して書庫資料の移転作業

10/19~20:本館で一時保管していた資料の再移転(業者による移転作業終了)

平成 28 年 4 月現在:レンガ棟書庫内資料 の再配置 【特集:図書館のお引っ越し】

東京商工会議所広報経済資料センターの

果たす役割~類縁機関の活用と今後の動き~

東京商工会議所広報部経済資料センター 渡邊 浩江

I. 設立と3度の休館について

東京商工会議所広報経済資料センター(以下「当センター」といいます。)はかつて「商業図書館」と呼ばれていました。「商業図書館」という記載が初めて登場しましたのは、1901(明治34)年11月7日付けの渋沢栄一・東京商工会議所初代会頭が農商務大臣に宛てた東京商業会議所条例改正建議文中です1。渋沢栄一は商工業者に正確でタイムリーな知識を提供する手段として、企業活動の専門性に特化した資料や社史など、一般には入手困難な関連資料を蔵書構成とした専門図書館設立を考えていたのかもしれません。

しかし、設立までの道のりは平たんではなく関東大震災のために計画が遅れたこともあり、25年後の1926(大正15)年4月に当センターの前身である「商工図書館」が設立されました 2 。

その後、商工図書館は3度の休館をしました。1回目は1945 (昭和20)年、戦災により蔵書の一部を焼失し閲覧室を閉鎖、2回目は1958 (昭和33)年、通称「赤レンガビル」を取り壊し「昭和期ビル」建設のために休館、そして3回目の今回(2014年~)のビル建替えのための休館です。現在、仮事務所を近くに設け事務や開館のための準備をしています。蔵書の一時保管場所は、1回目は不明、2回

目は京橋および深川の両区立図書館に保管 3。 今回 (3 回目) は専用倉庫と契約し全図書を 保管しています。

Ⅱ. 書籍の検診センターへ

休館中とはいえ、今回、図書館としての活動を全く行っていないわけではありません。 既に「休館」と告知していますので、問合せに対しても「休館中で対応できません」とお断りすることは容易いです。

しかし、レファレンスであれば、正確な知識を求める利用者のニーズに応えることができるので、求める資料を所蔵していそうな他館を案内するなど、できる限り対応しています。幸いなことに東京都千代田区周辺は図書館が点在しているので、どの図書館を利用するかを利用者自身の意思で選択できるように複数の図書館をご案内しています。この"選択を利用者に委ねる"ことがとても大切だと感じています。そして最後のよりどころは国立国会図書館です。

その一環として HP には経験上当センター の資料者の求める資料を所蔵していることの 多い図書館をリストアップして紹介するなど もさせていただいています。

現在、資料閲覧が物理的に無理な状況のため、少しでも有効な情報を複数提案し、利用

^{1 「}官庁往復書類 乙号」261 コマ目(明治31~35 年)東京商業会議所編【製本冊子】 『全国商工会議所関係資料 東京商工会議所(経済資料センター)所蔵 第 1 期』東京商工会議所 20

[『]全国商工会議所関係資料 東京商工会議所(経済資料センター)所蔵 第1期』東京商工会議所,2010,[国立国会図書館請求記号:YH251-J329]

^{2 「}東京商工会議所商工図書館あんない-1963-」(1963) 東京商工会議所編

 $^{^3}$ 「東京商工会議所創立 80 周年新築落成記念式典関係書類 1 」(昭和 35 年 1 月 5 日)建築委員会経過報告【製本冊子】

者に寄り添うことを主眼に業務を行っています。

レファレンス業務は、医師が患者に問診する行為と似ているところがあります。「どこがどう痛いか」、「何時から痛いか」→書籍名・著者名・出版年等確認、「いままでにどんな病気をしたことがあるか」→ご自身で調べられた資料の確認、「ご家族はどんな病気を経験しているか」→具体的にそれを知って何をしたいか(社史をつくるため等、目的を差支えない程度に伺う)、等のように、図書館は適切な案内をするために、利用者に判断の参考となる事項を尋ねます。

そういう意味で当センターは、様々な医療機関(総合病院・専門病院・診療所など)がある中で、「(書籍の)検診センター」といえるでしょうか。受診者を問診し、専門医を紹介するという心積りでご案内しています。

そして、紹介状をもって診察に行く医療機関を選択するのは本人であるように、紹介した複数の図書館からどの図書館を選択するかは利用者です。ただ、その判断ができるだけ的確にできるよう、探している情報の裏付け資料として複数の文献を案内するように努めています。

なお、休館中でもレファレンスを行っていく中、書誌の取り方にも工夫を加えました。レファレンスの際、推測される単語をあらかじめ書誌に入力しています。例えば「東商新聞」⁴の場合、記事の見出し、写真の説明文等を入力します。こういう情報は、休館に伴いサービスの重点をレファレンスに置いて検索する人の立場に立つ必要性が増したことから、通常の書誌入力プラスαとして付加しています。

その際、蓄積しているレファレンス結果一覧より複数回出現する単語や文献に写真はないか(その文献当時の)という、従来にはあまり問合せの無かった「画像情報」等を追加して書誌入力します。

書籍の内容を把握していない新人でも直接 書籍を確認することなくレファレンスに対応 できるように、特にベテラン職員の暗黙知を 文字化することにより、利用者が当センター OPACを検索する際、ダイレクトに目指す文 献にヒットする仕組みが大切です。

近年、正しい知識を得る方法が多彩になっており、特に内容によってはネット公開されている情報も多くなりました。

その例として、遠方の大学関係者から東京 商工会議所の昭和2年度事業報告書が見たい という要望に対して、国立国会図書館デジタ ルコレクション5で公開されているのをご案 内し「このような利用方法があるとは知らな かった」というメールを頂戴しました。

また、未上場企業の過去の企業概要を知りたいという要望には インターネットアーカイブ (Internet Archive) で、現在の企業 HPアドレスを入力し、過去の特定日を指定して検索により会社概要を入手できる方法をご案内しました。

Ⅲ. アメリカの現状から

今回の閉館中、新たな視点から業務を展開したことを契機に、再開後の当センターの運営についても、今後の戦略を含めて検討していくこととなりました。そこで、その参考にするため、2015年6月23日~29日まで「A

⁴ 東京商工会議所の機関誌で月2回発行。同会議所の活動報告のほか、経営者インタビューや経済解説、東商事業ガイドなども掲載しており、経営情報紙として活用されている。

⁵ 公開範囲が「インターネット公開(保護期間満了)」となっている資料については、インターネット環境が整っていれば、自宅での閲覧だけでなく打ち出しも可能。(編集補記)。

LA⁶・米国図書館研修 2015」に参加しました。視察先は公共図書館 (2 館)、大学図書館 (3 校)、企業内図書館 (1 社) でした。その中で特に印象に残った企業内図書館について述べていきます。

視察をした企業図書館の蔵書はこの研修で視察したスタンフォード大学の「<u>Terman</u> engineering <u>Library</u>」⁷より少ない印象を受けました。そして館内には資料とともに工作室があり、多様な発想を構築できる場所を提供していました。



3D プリンタ等があり工作もできる

また、社員向け電子掲示板で、役員がスピーチで引用した書籍を紹介するコンテンツもありました。企業のトップが聴衆の心に入り込むツールとして書籍を積極活用していることが窺われます。

企業内図書館で司書の方に紙媒体について 伺ったところ、「表出の方法が進化していき、 例えば文字が腕や眼鏡に浮かぶようになり、 文字にアクセスする方法は変化していくだろ う。」という、提供媒体の変化についての示唆 に富んだ回答でした。

アメリカで視察した図書館の印象は、書籍を閲覧する人より PC で情報収集している人が圧倒的に多く、状況の変化を感じました。

IV. 伝統と革新

書籍はどこで利用しても同じです。ではなぜ当センターに来るのか?理由は訊いてみないとわかりませんが、時間調整の場所として、気になる雑誌や新聞の閲覧、ネットで探せなかった資料を求めて等、当センターへの来館の目的は、従来の知識取得に収まらず、その範疇を拡大していると考えられます。

当センターについては 1926 (大正 15) 年に商工図書館として開設し、1995 (平成 7) 年に「東京商工会議所経済資料センター」と名称変更した経緯を踏まえつつ、情報発信場所としての積極的な役割が求められていると思います。

今後については現在検討中のため、ご紹介することが出来ません。ひとつだけ申し上げますとお客様が満足していただけるサービスを発信すること。伝統として後世に書籍を継承する業務とともに、革新として22世紀を見据えた知的ツール展開を目指して進化していくことができればと考えております。

(わたなべ ひろえ)

⁶ American Library Association, アメリカ合衆国に本拠をおき、図書館と図書館教育を国際的に振興する団体。構成員は64,600名を数え、世界最古にして最大の図書館協会である。

^{7 2010} 年 8 月開館。図書を開架スペースからなくし、利用者用端末を設置して電子リソースを利用できる取り組みをしている。紙の本がない図書館として日本でも話題になった。

【特集:図書館のお引っ越し】

メディア図書館の成立過程と移転の効用

大阪国際メディア図書館代表理事 畑 祥雄

一般社団法人 大阪国際メディア図書館 (OIML) は写真・映像・アート系の専門図書館で、活字資料を扱う図書館とは違い視覚系資料中心の図書館として 24 年間を歩んできた。主な所蔵資料は、写真集、展覧会カタログ、デザインに関する資料である。当初は図書館の分類方法に基づいた排架を考えたが、この方法では当館の主要な所蔵資料である視覚作品(視覚資料ではない)にはそぐわないため、開架式の書架に独自の排架方式で一般

1. 「写真図書館」開館~最初の引っ越し

に無料公開している。

1960 年代は世界の出来事を目撃する報道 カメラもドイツ製のライカから日本製のニコンやキャノンに変わる時代で、その後のビデ オカメラでも、ソニー、パナソニック、キャノンの日本製が寡占するようになった。しか し、1980 年の中頃まで我が国の美術館には写 真作品がコレクションされておらず、写真や 映像を学ぶ若い世代は文字主体の評論集の白 黒カット写真で写真史や映像史を学んでいた。 また、この分野に関しては活字文化に比べて 国境を越えて理解しやすい洋書の写真集でも、 公立図書館では、税金で運営されるからには 市民の誰もが活用できるように翻訳や吹き替 えをしなければという自縛のハードルが高く、 所蔵しにくかった。

このような背景から、視覚的に作品を理解する場の必要性を感じ、自ら専門図書館を創って公開することが、行政や図書館に陳情して写真集コーナーを創っていただくよりも近

道であると考え、1992 年、「写真図書館」として開館 1。大阪市内の 2DK マンションの一室で約 5 千冊の写真集と美術カタログを並べて公開した。

当時、関西では初めての試みで評判を呼び、 土曜のみの開館にも関わらず来館者でにぎわい、貴重な本を寄託・寄贈していただく人も現れ、すぐに手狭になった。そのため、閉校になった予備校の教室をメセナで借り、約7千冊となった所蔵資料の1回目の引っ越しを1994年にした。開館日も週6日に増やし、家賃と人件費が必要になったが、写真講座を開くことで運営経費を捻出した。その後、阪神淡路大震災の影響で講座受講生が激減し、写真系だけでは運営経費が賄えなくなったが、インターネットの普及に伴うマルチメディア時代に向けたIMI/グローバル映像大学2を開校し、なんとか時流に乗り図書館を維持することができた。



合評会の様子

¹ 筆者と、編集者で当館初代館長となった中川繁夫氏の二人が自らの本を寄託した。

² 映像、音楽、Web/デザイン、アートなど、多様な分野を対象に、自分一人の手でアイディアを具現化=映像を作り上げることを目的として、理論と実践を組み合わせた講座を開設している(当館主催)。

2. 通算6度にわたる引っ越しを経て大阪国際メディア図書館へ

しかし1回目の引っ越しでひとまず広い場 所を確保出来たものの、3年~5年の期限付 きの安い家賃の物件であったため、すぐにま た引っ越し先を探さなければならなかった。 そのため、1996年、大阪市からユニバーサル スタジオの開設に伴うデジタルアーカイブの 拠点として誘致を受けたこともあり、2 度目 の引っ越しをした。その後も万博記念公園に 先端科学と国際交流を融合させる文化公園を めざした中核施設としての大阪府からの誘致 による3度目の引っ越しを2000年にし、宝 塚市の駅前ビル活性化の軸としての活動依頼 を UR 都市整備公団から受けた 4 度目の引っ 越しを 2005 年にした。さらに「晴耕雨読」 のコンセプトに基づき水耕野菜栽培を併設し た図書館へと拡張するため 2008 年に 5 度目 の引っ越しをしてきた。そして 2015 年に駅 前ビルの売却と立命館大学茨木キャンパスの 開設に合わせ、茨木市に6度目の引っ越しを し、それを機に『大阪国際メディア図書館』 と改名して現在活動をしている。ちなみに、 引っ越しの都度、資料の取捨選択も行ってい たが、それでも約1万5千冊→約3万冊→約 3万3千冊→約3万冊と変遷し、創館時の5 千冊の約6倍の蔵書数となっている。



3. 引っ越しの利点と労苦

このような図書館の度々の引っ越しは専門

図書館の中でも稀な例で、「引っ越し貧乏」といえるだろう。唯一の良い点は時代の流れに合わせて蔵書の収集傾向を変え、講座の開発にも常に未来潮流を先取りするカリキュラムが創れたことだ。半年で新製品が売り出される目まぐるしい時代のメディア分野において、引っ越しも蛹から蝶へのメタモルフォーゼ(変容)と同様に時代変化に適応していくのに有効であった。これらの経験から、活字文化中心の図書館とメディア文化中心の当館は似て非なる運営方法が必要と考えるに至る。

講座(現在は『<u>写真表現大学</u>』として実施)は運営上の必要に迫られて始めたが、専門図書館として、その専門的な所蔵資料が宝の持ち腐れとならないため、また理解を促進するためにも役に立っている。例えば、現代写真史の中で最も重要な米国のロバート・フランク3や日本の東松照明4の写真集は小さな判型だが新しいイメージを創造しており、黎明期の名取洋之助5や土門拳6の起承転結の活字文化の文法引用では到底に理解ができない。これが専門図書館には講座の併設が不可欠な機能と考えるに至った理由である。



図書館の引っ越し自体は、物理的な移動を 依頼する引っ越し会社の良き選択と、捨てが たい資料の破棄基準と決断するディレクショ ンの重要性、ボランティアによる資料の特性

³ Robert Frank(1924年 -)

⁴ とうまつ しょうめい (1930年 - 2012年)。戦後日本を代表する写真家の一人。

⁵ なとり ようのすけ (1910年 - 1962年)。日本の写真家、編集者。

⁶ どもん けん (1909年 - 1990年)。戦後日本を代表する写真家の一人。日本の写真界で屈指の名文家。

に応じた箱詰め、新しい移転先のレイアウトとの整合性、綿密な打ち合わせの出来る廃棄業者の選択と、不用品のネット販売や安価な下取り販売、お世話になった方々への貴重機材などの無償譲渡など多くの作業があり、それら全てを束ねる総合監督を中心としたテンポラリーな組織創りが大切であると、度々の経験から学んだ。

昨年の引っ越しについて詳述すると、準備は約3ヶ月間を見込み、基盤となる作業としてすべての本棚と収蔵庫を番号化して背タイトルが読める大きさで写真を撮り、台帳を作成した。台帳作成後、順に箱詰めの作業を行ったのだが、写真集や映像資料の箱詰めを愛着や理解のある講座受講生のボランティアチームに担当して頂くことで、的確かつ丁寧な梱包が出来た。

今回の引っ越しで大きな問題点となったのは、日本一の実績を持つ引っ越し会社でさえ、本棚に並んでいる蔵書の見積もりは容易ではなく、箱詰めすると 1.5 倍の量になり搬出時間の計算が大幅に狂った点である。幾度か引っ越しを経験したが、事前の心配が膨らみ過ぎて高くなる見積もりと、少ない時間・人手で抑えたい気持ちとの見極めはとても難しい。

4. 当館の取り組み

当館での新しい取り組みは、新聞社が主催する展覧会のカタログを各社から寄贈として受け入れていることである。カタログに載る研究者の論文こそ現在的に必要とされる最先端論文であるが、図書館での収集が難しく、さらに売れ残ったものは 2~3 年先には経済的理由で焼却処分となる。こうした特性を持つカタログの所蔵は関西圏では唯一に近い集積であり「文化の隙間産業を担う図書館」と呼ばれる程である。

また、24年間の図書館活動により写真・美 術・映像・デザイン・音楽・サイエンスなど の人脈アーカイブもできた。この人脈は中心 的な人物に集約されるため、ここに多彩な相談ごとや企画依頼が持ち込まれ、それを解決するためのデザイン(計画立案)や所蔵資料を活用したシンクプロジェクト(企画して実行する)を担う役目が増えてきた。

現在の当館は、所蔵資料の利活用・講座の 主催・シンクプロジェクト受託の三部門の総 合的な力で活動をしている。今後は、本を製 本&修理する講座、図書館司書の有資格者へ のメディア研修講座、子ども向けの遊学漫画 講座なども開設していきたい。

人口減の少子高齢化社会が迫る時代の図書館は、人口増の時代とは違った運営の在り方が迫られている。このような考えにたどり着いたことはまさに「引っ越しの効用」でもある。図書館の引っ越しは稀なケースでしかないが、確実に機能の見直しと時代に適応するアンテナの役割につながる千載一遇の機会とも考えている。

5. 私設の図書館を運営する立場から今後の 公立図書館の在り方について思うこと

昨今、公立図書館と民間企業の連携でにわかに図書館論議が盛り上がっているが、図書館に民間サービスの利便性を持ち込むことは硬直化した図書館運営へのカンフル剤にはなるが、健全な体質改善になるとは限らない。既設の図書館に専門図書館としての+1 蔵書を付け加えることで各図書館に独自性を出し、都道府県立図書館には総合知のアーカイブ機能を持たせ、市町村立図書館には知の普及活動に+1的な専門図書館の性格を付加し、民間サービスの参入と合わせて三位一体化すると図書館の発展につながると考える。

例えば、建築系の蔵書が地域圏で一番、他にもアート系、宇宙系、海洋系、防災系、料理系と競い合えば、県境を越えての来館者が増え、図書館は集客施設にもなれると確信している。

(はた よしお)

国の図書館における個人情報保護

中央大学総合政策学部准教授 宮下紘

はじめに

平成 27 年 10 月 5 日、神戸新聞の夕刊は「村上春樹さん早熟な読書家 仏作家ケッセルの長編高1で愛読」という見出しで、小説家・村上春樹氏の高校時代の貸出記録を公表した。校史編集に携わる元教諭が、本の中に残された帯出者カードを発見し、神戸新聞社に情報提供したところ、神戸新聞が公益性のある情報と判断して報道した。

本件について、平成 27 年 11 月 30 日、日本図書館協会図書館の自由委員会は、「図書館利用者の読書記録を本人の同意なしに公表することは、利用者のプライバシーの侵害となる」とした神戸高校旧蔵書貸出記録流出についての調査報告を公表した。

本件に象徴されるとおり、図書館における

個人情報保護の重要性を改めて認識する必要がある。また、主に民間の事業者等を対象とした個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」とする。)は、平成27年9月9日に改正・公布された。これにより、個人情報の定義の明確化による保護と個人を識別できないように加工された匿名加工情報による利用が定められ、今後、私立図書館1においても新たな対応が求められる。なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「行政機関個人情報保護法」とする。)についても平成28年3月改正法律案が国会に提出された2。

そこで、本稿では、国の図書館において留意するべき個人情報保護をめぐる諸課題についてまとめることとする。



【図】個人情報保護に関する法律一覧:図書館がどの部門に所属するかで、適用される法は異なる。

¹ 企業図書館、私立中高・大学図書館等。

² 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会 及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案 (第 190 回国会 (常会) 提出法 案・平成 28 年 3 月 8 日提出)

1. 個人情報保護の基本

国の図書館には、国立国会図書館のほか、行 政機関内にある官公庁図書館や最高裁判所図 書館等がある。各行政機関の設置法に基づく 図書館には、行政機関個人情報保護法が適用 される。一方、国立国会図書館は立法府、最高 裁判所図書館は司法府にそれぞれ属すること から、同法の適用外となる。もっとも、国立国 会図書館は 「国立国会図書館の個人情報の取 扱いについて」を定めている。

なお、公立図書館は、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従うこととなる3。また、私立図書館には個人情報保護法が適用される(上の図を参照)。

国の図書館においては、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的」(行政機関個人情報保護法第1条)として、利用者の「権利利益」を保護しなければならない。

また、「図書館の自由に関する宣言」に示されているとおり、その業務の特性に応じ、図書館利用者の秘密を守るなどの基本理念を遵守し、特に「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」よう留意が必要である。図書館における職員のみならず、アルバイトやボランティアのスタッフにも個人情報保護の徹底を共有する必要がある。

2. 実務上の留意点

(1) 利用者情報の保護と匿名化

図書館においては、貸出カードに含まれる情報のほか、ゲート等での個人認証による入 退館の履歴、防犯カメラの画像、レファレンス など、様々な場面において個人情報の収集、利 用、提供などを行っており、その適切な保護が 求められる。特に図書の貸出履歴については、 個人の思想や趣味・嗜好を浮き彫りにするため、氏名・住所・電話番号等の単純な個人情報よりも高いプライバシー性を有していると考えられる。また、図書館に設置された利用者向けの端末には、アクセスログに個人情報が含まれる場合があり、利用者が席を離れるたびにログの消去と再起動を行うなどの対応をすることが望ましい。さらに、図書館の職員の人事情報や健康診断などの雇用に関する個人情報もまた保護の対象となる。

個人情報であるか否かが問題となるのが、 図書館における統計や特定資料の貸出回数調 査のために貸出記録を利用する場合である。

「特定の個人を識別することができるもの」は個人情報と定義されており、単に氏名や利用者番号を削除しただけでは、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができること」(行政機関個人情報保護法第2条2項)となり、依然として個人情報として扱うべきである。

この点、今回の改正個人情報保護法は、民間の事業者を対象としながらも、「匿名加工情報」を導入した。ここで匿名加工情報とは、①「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であること」、②「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」と定義される(改正個人情報保護法2条9項)。

したがって私立図書館も、復元できないほどに情報を加工するという要件を満たす必要があり、また同時に本人を識別する目的をもって、匿名加工情報を他の情報と照合してはならない(改正個人情報保護法36条5項、39条。なお、国・独立行政法人等の図書館については、「非識別加工情報」が行政機関個人情報保護法の改正法律案に含まれている)。たとえ

³ 例えば前述の神戸高校は県立のため、同校の図書館は個人情報に関わる法律的なくくりでは公立図書館となる。これは、図書館の館種としては学校図書館のくくりになるものの、個人情報に関わる法律上は、設置者(国、地方公共団体、企業等)により振り分けられることになるためである。

ば、図書館利用者の入退館の数と時間帯を統計で用いるのであれば、氏名、利用者情報等を消去して用いるべきである。また、母集団が少ない匿名化情報は、復元されてしまう可能性が高く、統計に用いるべきではない。

(2)情報セキュリティ対策

大規模な個人情報の漏えい事件などを受け、セキュリティ対策にも万全を期す必要がある。 平成 27 年 8 月に改正された総務省の指針 4では、各行政機関が、①初期対応に係る対策強化(外部からの不正アクセスが疑われる場合においては、LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うことなど)、②現場における安全管理措置の徹底(課室長級職員である保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、保有個人情報の適切な管理を確保することなど)の対策を講ずることとされた。

近年、政府機関等を対象に、差出人を詐称してメールが送られ、不正プログラムが添付される標的型メール攻撃と呼ばれるサイバー攻撃の事例が増加しており5、注意が必要である。

平成 26 年度には、行政機関では 696 件、独立行政法人等では 1377 件の個人情報漏えい等の事案が発生している 6。これまでも図書館においても個人情報の漏えい事案が見られたが、その多くは、委託先で起きている。利用者

データベースを含む図書館システムの保守について委託をする場合、委託先で漏えい等の事故が生じた場合にも、図書館の責任となる。そのため、個人情報の安全管理(特に再委託の有無の確認)に関する契約書を締結するなど監督責任を果たす必要がある。

近年、公立図書館で地方公共団体との協定書に基づき民間企業を指定管理者として運営されているものもある。そのような場合、運営の委託にあたっては、図書の貸出履歴等を含む個人情報の取扱いが適切な形で民間委託されているかどうか点検が必要であるように思われる。

また、万一国の図書館において個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、被害者が詐欺等の被害にあわないよう二次被害防止の観点からも速やかに総務省に通知するとともに、本人にも通知することが望ましい。情報セキュリティのチェックリスト 『をもとに定期的に意識向上を図ることが必要である。

(3) いわゆる「忘れられる権利 🖺

欧州連合 (EU) 司法裁判所は、平成 26 年 5 月 13 日、判決文の中で「忘れられる権利」という言葉を用いて、検索エンジンから個人情報の削除を命じる先決判決 9を下した 10。個人情報が不適切で、無関係で、もしくはもはや関連性が失われ、過度である場合、削除の対象

^{4 &}lt;u>総務省「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の改正</u>

⁵ 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター「標的型攻撃等の脅威について」

^{6 &}lt;u>総務省「平成 26 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について(概</u>要)」

⁷ 総務省「行政機関等における個人情報保護対策のチェックリスト」

 $^{^8}$ 「忘れられる権利」及びその動向については、今岡直子<u>「『忘れられる権利』をめぐる動向」</u> 『調査と情報-ISSUE BRIEF-』第 854 号 2015.3.10 参照。(編集部追記)

⁹ 先決付託手続(EU機能条約第 267 条): 加盟国の国内裁判所が欧州連合司法裁判所(Court of Justice)に対して EU 法が国内裁判所により統一的に適用されることを目的として、欧州連合司法裁判所が EU 法との適合性について意見を下すこと。なお、欧州連合司法裁判所によって、ある事項に対して同判決がなされた場合は、照会を行った当該国裁判所がその判決に従うだけでなく、他の加盟国においても同様の事項については拘束されることとなる。

¹⁰ 検索エンジンの検索結果で表示される自己の社会保障費滞納による不動産の競売情報に関する 16 年前の新聞記事へのリンク表示の削除と新聞社に対する記事削除を当該個人が申し立てた事案。欧州連合司法裁判所の先決判決は、検索エンジン運営者については、検索結果から問題とされた個人データとのリンクを削除するべき義務を負うとした。オリジナルの情報である新聞社の記事については、その限りでないとされている。

となりうる。また、欧州連合では、平成7年に採択された個人データ保護指令を改正し、個人データ保護規則を平成28年中に採択する予定である。この規則の中には「忘れられる権利」を明文化する規定が盛り込まれる見込みである。日本では忘れられる権利に関する論議が始まったばかりであるが、改正個人情報保護法においても、「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」(改正個人情報保護法第19条)と規定されている。

では、図書館は、忘れられる権利や個人情報の削除の問題にどのように向き合っていくべきだろうか。この点、欧州連合で検討されている忘れられる権利については、オリジナルの情報までも削除が認められていないことに注意するべきである。すなわち、忘れられる権利は、インターネット上における個人情報の拡散防止を趣旨としており、検索エンジンなどのサービス提供者に対して一定の要件の下、検索結果表示の削除を要請する権利である。忘れられる権利は、リンク先のウェブコンテンツやそのウェブ上の個人情報それ自体の削除を求めるものではない。

したがって、図書館は利用者の知る権利に奉仕し、「思想、意見等を公衆に伝達する公的な場」(最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁型)であって、もっぱら忘れられる権利を理由として、図書や資料等を閲覧中止としたり、廃棄するべきではない。図書館は、検索エンジン等とは異なる性格を持った、情報を伝達する「公的な場」としての役割を果たしていく必要がある。

なお、「図書館の自由に関する宣言」では、 「人権またはプライバシーを侵害する資料」に ついては利用制限が認められているが、法律 で特に列挙されている少年の実名報道(少年 法第61条)に関する資料や確定裁判で違法性 が認められた図書等に限定し、研究目的等の 一定の条件でのアクセスの可能性を残してお くべきであろう。また、国際図書館連盟(IFLA) は、平成28年2月25日、図書館における歴 史・統計・研究目的の氏名検索による情報のア クセスを認める一方で、忘れられる権利に関 する政策議論に参画することを呼びかける声 明を公表している12。

他方で、利用者の図書の貸出履歴については、「資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」(日本図書館協会「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」)。その意味において、冒頭で紹介した村上春樹氏の図書貸出履歴は利用目的上の必要がなくなった時点で「忘れられる」べきである。公立図書館が履歴を新聞社に提供した行為は、利用及び提供の制限を定める兵庫県個人情報保護条例第7条に違反し、不適切であったというべきである。

3. ビッグデータと図書館の使命

ビッグデータの時代においては、個人の図書の貸出履歴や思想や趣味・嗜好に基づき、図書のカスタマイズ・サービスも可能である。インターネットの閲覧履歴や購入履歴に基づき、個人にカスタマイズしたおすすめの書籍が表示される。同様に利用者の貸出履歴に基づき次のおすすめの一冊を提示するように、図書館が「Amazon 化」して、選書の判断基準とすることも技術的には可能である。

むろん図書館のサービス向上のため、民間の知恵を積極的に取り入れることは歓迎すべきことである。しかし、蔵書構築に関わる図書の選書や利用者の秘密保持という図書館の本来の公共的使命に関わる部分までもこのよう

¹¹ リンク先の PDF 版では 5 頁

 $^{^{12}}$ 「国際図書館連盟 (IFLA)、「忘れられる権利」に関する声明を発表」 20 カレントアウェアネス・ポータル 20 2016.2.26

に民間に委ねることには疑問が残る。

特に思想や趣味・嗜好が明らかになる貸出 履歴について、公立の図書館が民間に機微な 個人情報の利用を委ねる点には条例等に基づ きその運用に問題があるか否か明らかにする べきである。

また、民間に委託した図書館業務について、 本人の同意に基づき貸出履歴にポイントを付 与するといった事例が見られる。しかし、マー ケティングデータとして利用されるポイント システムの複雑な仕組みにおいて、自らの個 人情報がどの範囲で提供されているのか必ず しも本人が了知しているとは限らない。

ビッグデータの時代には、自らの個人情報が本人の予期しないところで取り扱われる可能性もあり、真正な同意と評価できない場合もある。図書館業務を民間に委託する国、地方公共団体は、これらの個人情報保護に関連する諸問題 ¹³について調査し、その結果を利用者に広く公表するべきであろう。

図書館問題研究会が指摘するように、「国立 国会図書館の壁には『真理はわれらを自由に する』と書かれている。しかし、『真理』とは、 誰かが一方的に押し付けるものではない。 さ まざまな立場から書かれた多様な資料(判断 材料)を比較検討することによって、だんだん と明らかにされるものである」¹⁴。真理の探究 の場を提供する図書館の公共的使命を思い起 こす必要がある。

4. 専門職としての個人情報保護

図書館に所蔵されている図書や資料を守ることができても、利用者の個人情報を守ることができない図書館は「国民の教育と文化の発展に寄与すること」(図書館法 第1条)ができない。医師が患者の病気に関する情報を守

るのと同様に、図書館は利用者から思想や趣味・嗜好の情報を預けられている以上、その秘密を守る義務を有している。図書館の司書等は、専門職としての職責を果たす義務を有する。その職責の一つに図書館における個人情報保護が含まれている。

他方で、図書館における個人情報の取扱いについては、法令では求められていない過剰な保護という誤解を解く必要もある。事件が起きると図書館にある名簿などの閲覧を制限するなどの「過剰反応」もみられた。忘れられる権利の文脈において、正当な理由もなく図書館の図書や資料を閲覧させないといった行き過ぎた情報保護の対応は克服しなければならない。

その意味において、個人情報の取扱いについては、保護と利活用のバランスが重要となる。図書館においては、国民の知る権利とプライバシー権という、ときに相対立する二つの人権を適切に衡量しなければならないのである。

(みやした ひろし)

(参考文献)

松井茂記『図書館と表現の自由』岩波書店,2013 (国立国会図書館請求記号【UL11-L11】 以下同じ)

新保史生『情報管理と法』勉誠出版, 2010 【UL511-J14】

藤倉恵一著・日本図書館協会図書館の自由委員会監修『図書館のための個人情報保護ガイドブック』日本図書館協会,2006【UL511-H13】

¹³ 例えば、図書館問題研究会常任委員会「CCCの運営する図書館(通称「TSUTAYA 図書館」)に関する問題についての声明

¹⁴図書館問題研究会常任委員会「船橋市西図書館の蔵書廃棄問題について(見解)」。なお、「真理がわれらを自由にする」が正しい。(編集部追記)

【平成27年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

「図書館の保存環境整備に関する

基礎知識」~佐野千絵氏特別講演要旨~

国立国会図書館総務部支部図書館·協力課

1 はじめに

平成27年12月7日、国立国会図書館(東京本館)(以下、「当館」という。)において、標記懇談会が実施された。大滝国立国会図書館長の挨拶の後、当館から1件、支部図書館から2件の報告を行い、休憩を挟んで特別講演、その後質疑応答を行った。

当館からは、田中電子情報部長から、デジタル化の現況、今年度実施している災害対応力強化に資する分野の資料のデジタル化事業、デジタル情報の長期保存や更なる利活用の取組などが報告された。

支部文部科学省図書館からは、柳図書館長から、図書館の概要と最近の主な取組みとして書庫資料のカビ除去作業 1、文部科学省リポジトリ2について報告がされた。

支部気象庁図書館からは、大林図書館長から、図書館の概要と資料電子化及び広報活動等の取組について報告がされた。



特別講演では、佐野千絵<u>独立行政法人国立</u> 文化財機構東京文化財研究所保存修復科学セ <u>ンター</u>副センター長から、「図書館の保存環境整備に関する基礎知識」と題した講演が行われた。

以下にその要旨と質疑応答を紹介する。

2 特別講演要旨



1) 図書館資料の特徴

図書館資料の保存は、文化財と比較して①材料・種類・サイズが多様で一括りの対応が難しい、②専門家の助力を得ることが難しい、③活用方法も期待される保存年限も多岐にわたることから、総体での管理が必要である。そこで、「保存環境つくり」3の考え方に基づき、できるだけ傷まないように保存していく。

図書館資料を取り扱う上での基本方針としては、資料の多様性を念頭において、材料や 製造技術を知り、各館が分量・人手・スペース等の状況に応じて、移し替え・デジタル化・

 $^{^1}$ 松家久美「利用のための資料保存~カビ除去作業の外注について~」 『びぶろす』 66 号(平成 26 年 10 月 【特集:大切な資料を守れ!-資料保存】) 参照。

² 電子的にデータを集積・保存・提供するデータベースシステム。所蔵する文部科学省(旧文部省、旧科学技術庁を含む)発行物をデジタル化いて保存・公開するシステム。

³ Preventive Conservation 予防的保存、予防保守ともいう。1990年代から欧米を中心に始まった考え方。 資料が傷む前に保存環境を整えて、資料が傷まないようにしようというもので、修理の経費等がかからず、

写真撮影等のもっとも効率的な対策を選択する。その際、どれだけ傷みが激しくなっていても、原本(オリジナル)は、内容情報のほか、材質、印刷技術や製本技術といった原情報が 100%詰まっているため、原則として永年保存の対象とする。あわせて、資料の取扱いルールを定め、資料リストに劣化状況調書を蓄積することが望ましい。

どの資料をどれだけの費用・スペース・人 手をかけて保存する価値があるかを判断する 主体は人間であることから、人間が利用可能 な状態、つまり、空気(酸素・水・二酸化炭 素)があり、居住環境の温度帯での保存環境 設計が重要である。その中で保存の必要性の 高いものに積極的に投資して、保存していく。

2) 立地と保存環境つくり

保存環境設計において最も重要な点は、立 地条件と周辺環境である。立地条件・周辺環 境に合わせた設備・建物を用意し、その上で、 管理体制・経済状況等のコストを計算して人 手をかけるのか、機械を設置するのか等を判 断していく必要がある。

被害は様々な要因で発生するが、「各要因の被害の大きさ×事象の発生確率=危険度」と考え、最も危険度が高い地震、水害等から守る手立てを講じると良い。

資料に悪影響を与えるもの(熱・光・大気 汚染・害虫)は外部から波及するため、長期 保存のための空間は設備の中の方に作る、ゾ ーニングの考え方が重要である。区画(危険 地帯・緩衝地帯・管理区画)を分けて防衛し、 収蔵区画は外周より内部になるようにする。

3) フィルムの保存

材質に応じて、TAC ベースと PET ベース

とで保存条件が異なる 4ため、購入年月によりいずれの材質かを判断し、対応が必要な物量を把握して、棚のみ・部屋ごと・建物全体等、適切な規模で管理することで保存にかかるコストを下げる。例えば、中性紙箱の中に市販の調湿剤を入れて済むのであれば、棚の規模で管理する。TAC ベースの劣化(加水分解によるビネガーシンドローム)は温度に依存するため、相対湿度 17~40%RH を基準として、少しでも低温・低湿・清浄な空間に収蔵する。

4) 資料保存の基本

【温度湿度の制御と管理】

温湿度管理は、資料管理の基本である。

温度湿度測定器(データロガー)は部屋に一つは揃えていただきたい。データロガーを用いて計測を行い、温湿度は必ず管理する。機器の設置に際しては、高さは床から 70~120cm の高さを目安として風の当たらない場所を選ぶ。制御にあたっては、湿度を優先的に制御し、急激な温湿度変化は避ける。例えば、送風機で湿気だまりを解消し、また、隣接区画との温度ムラを作らないようにして結露を避ける。なお、湿度の絶対値は 63%RH以下、40%RH以上とし、季節変化に伴って環境条件の設定値を変化させると効率的である(変温恒湿制御)。

【照明の制御と管理】

光線については質と量を考える 5。不可視 光線(紫外線・赤外線)を除去し、可視光線 は照度を制御する。照明については、水俣条 約 による水銀添加製品の規制や政府の省エ ネルギー基準の統一方針により大きな転換期 にある。特に 2017 年までに、事実上、蛍光

相対的にコストを抑えられるという意味で有益である。

 $^{^4}$ 1950 年代に登場した TAC(三酢酸セルロース:トリアセチルセルロース)ベースのフィルムは 21℃以下、1993 年頃に切り替わった PET(ポリエチレンテレフタレート)ベースのフィルムは 26℃以下での保存が望ましい。

 $^{^5}$ 量は総量で考える。例えば、100 ルクス (ルクス=光測単位) の光を 5 時間あてることと 500 ルクスの光を 1 時間あてることは同じ。

灯の重要部品(ランプハウス)の製造が終了 し LED への交換が促進されるため、あらか じめ予算措置を講じておく必要がある。部屋 ごと替えていくことになるので、交換の優先 順位等を検討しておく。

【空気汚染の制御と管理】

人間が深呼吸でき、心地よく1時間程度作業できる状態を保つ。塵埃堆積の抑止や、化学物質による変質の防止にあたり、保管方法の工夫や汚染物質発生源の特定による対策が有効である。相対湿度を50%以下に抑えれば、(資料の)変質は発生しない。粉塵に対しては、外気の遮断が最も有効である。空気清浄器は目の細かいフィルターでろ過するタイプを選ぶ。繰り返しの清掃が有効で、壁・天井も10年に1度は掃除するとよい。

【生物被害の防止ー特にカビ対策について】

IPM (総合的有害生物 (害虫) 管理) 6の考え方に基づき、「害虫を入れない、持ち込まない」を基本に、水分・温度・光・栄養分等 (特に水分) をコントロールする。定期的に施設・展示ケースの清掃や資料点検を行い、清浄な空気環境の維持や、温湿度モニタリングによる管理を行う。

【まとめ】

持続可能な環境管理として、資料と人にや さしい環境を作る必要がある。図書館資料の 保存年限についても検討すると良い。「手をか け、目をかけ」資料を大事に思う心が資料を まもる。

3 質疑応答

講演の後、参加者と講演者との間で活発な 質疑が行われた。以下に、主な内容について 紹介する。(Q. :参加者、A. :特別講演者)

Q. 当館の建物は非常に古い建物で、湿度の問題はない。念のため今年の4月から計測

を行っているが、現況は温度・湿度ともに問題なしである。その一方で、書庫内の塵埃の問題があり、埃に関しては図書館員が自力で取り除くことが難しいため、3~4年に一度、予算が獲得できた時に外部に委託して除去作業を行っている。(作業の周期等の) 基準があれば、ご教示いただきたい。

A. 相対湿度が 65%の空間においても、約 10 年間はカビが生えないということが実験 結果として判明している。繰り返しの清掃は確かに有効だが、10年に一度、壁・天井を含めた除塵清掃(専門家による吸引清掃)をしているところは、(長期に渡り)カビの被害はほとんど出ていない。全体が 10 年に一度全てきれいになるという状態が作れるよう、計画を立てれば良い。

Q. 床から 30cm 以内には資料を置かないようにという話があったが、当館の書架の最下段は床から 10cm ほどの高さである。書架の配置については、間隔を空けて壁面から離すように配列しており、湿気がたまりにくいようにしているが、それでも床から 30cm 以内には資料を配置してはいけないのか。

A. 床から 70~120cm くらいの高さで湿度を計った場合に 60%であれば、床付近で計ると 65%くらいになる。概ねどこの建物でも、床近くの湿気だまりの中で計ると湿度は高くなる。実測するのが一番確実で、最下段付近の湿度が 63%を超えているようであれば、配置換えをした方が良い。カビが一度発生すると対処にはとても手がかかる。カビが生えないというところを一つの目安とし、最下段の湿度計測により対応を検討すると良い。

(しぶとしょかん・きょうりょくか)

⁶ Integrated Pest Management 農林水産の分野で生まれた考え方で、適切な手段を総合的に組み合わせて、被害が出ない範囲で有害生物の個体数を管理する予防中心の手法。文化財保護に応用されるようになった。詳細については、三浦定俊「図書館での IPM(総合的有害生物管理)について」『びぶろす』前掲参照。

【支部図書館紹介】

支部総務省統計図書館を見学して

支部最高裁判所図書館 瀬川 麗子

平成 27 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「支部 総務省統計図書館 見学」が 12 月 11 日に行われました。

総勢 11 名の研修生を乗せ、マイクロバス は新宿区若松町にある総務省第二庁舎へ向け いざ出発!

今回、見学させていただいた支部総務省統計図書館 1(以下、「統計図書館」といいます。)は、総務省に設置されている2つの図書館のうちの1つで、統計分野専門の図書館です。一般にも公開されています。

統計図書館は、明治14(1881)年6月、太政官統計院に「書籍掛」が置かれたことに始まりました。国内や外国の統計に関する専門の図書館として、明治以降の統計資料を数多く所蔵しています。

蔵書は、総務省統計局の刊行物をはじめ、 各府省や地方公共団体及び民間の各種団体等 が刊行した統計書が主体となっているのが特 徴で、全体で約27万冊にもなるそうです。

ですが、にこやかに迎えてくださった職員の方に案内された閲覧室は、意外にもすっきりとしていて管理もしやすそう、というのが第一印象でした。というのも、この開架式の閲覧室には1万冊程度のみが排架されていて、残りは地下の閉架式書庫に収められているとのこと、納得です。

また、閲覧室の書架は木製の傾斜書架が採 用されていて、とても温かい印象を受けまし た。傾斜書架は下段の書籍等がとても見やす く取り出しやすいので、利用者に優しい印象 を与えてくれる図書館でもあると感じました。

なお、各書架は全て連結バー等により連結 するなどの耐震策がとられていました。そう いう対策もあってか、1階の閲覧室と地下書 庫では、先の東日本大震災の際にも落下した 図書等はなかったそうです。

新刊(一般)図書の展示にも、利用促進を 図る目的で、職員の方がその本の案内や感想 等を書いたものと一緒に掲示するなどの工夫 がなされていました。

しかし、そのようなやわらかな印象とは裏腹に「統計」を扱っている性質上、地図やグラフなどの電子資料を利用する方々も多いとのことでした。

また、図書館内に統計を利用する方の便宜を図るため、「統計相談窓口」を設け、ポータルサイトである「<u>政府統計の総合窓口(e-Stat)</u>」²を利用して回答を行っているそうです。



利用者端末。ダウンロードが可能。

地下には閉架式の書庫があります。約26万冊の蔵書が256㎡のスペースに収められ、職

 $^{^1}$ 支部総務省統計図書館「支部総務省統計図書館について」『びぶろす(特集:統計と図書館)』61号(平成 25年 8 月)参照(編集部注)

² 鈴木麻央「統計の調べ方—e-Stat を使ったレファレンス事例—」『びぶろす』同掲参照(編集部注)

員が出し入れを行っているとのことでした。

こちらの蔵書で一番印象的だったのが、なんといっても古資料で、明治の初期に太政官が編纂した我が国最古の総合統計書「辛未(しんび)政表³」のほか、「壬申(じんしん)政表⁴」及び「日本政表」(明治6年他)などです。これらは貴重な資料として「桐の保管庫」に大切に保管されていました(ちなみに、古資料の一部は復刻版が開架式書庫に置かれていて、どなたでも手に取ることができます。)。

そして、こうした古い資料等について少しでも劣化を防ごうと、限られた予算の中でも「脱酸処理」に力を入れ始めていることなどを伺い、資料の保存に真剣に取り組まれている職員の方々の熱意に頭が下がる思いでした。

最後に政府統計の貴重な資料を収集展示している 統計資料館 に案内していただきました。

統計資料館は統計図書館と同じ敷地内に統計局創設 120 年を記念して平成 3 (1991) 年10月 18日「統計の日」に開設したそうです。

統計資料館では、統計調査の歴史や仕組みなどをパネルなどで紹介しているほか、統計に関する貴重な文献や古い集計機器などが展示されています。

明治初期からの統計に関する貴重な文献や第 1 回国勢調査の記録資料・用品をはじめ、パンチカードを用いた我が国初の統計収集機である「川口式電気集計機」と同機の入力用パンチカードを作成する「亀の子型穿孔機」などが展示されていました 5。

なかでも、国民に身近な国勢調査について、 歴代のポスターや調査票が展示されているの が印象に残りました。当時の時代背景や国民 の生活が窺えるとともに、統計の歴史が分か りやすく紹介されており、とても興味深いコ ーナーとなっています。

そのほかにも、タブレット端末等を利用して、全国 47 都道府県のさまざまな統計データにより、地方の特色がわかる「企画展コーナー」が設置され、利用者が統計に親しみやすくなるような工夫もされていました。



川口式電気集計機



国勢調査ポスター等の展示

紙面の都合上、今回の見学会のすべてを紹介することはできませんでしたが、図書館の規模や蔵書内容等に違いはあるものの、図書館の運営や今後の業務を行う上で参考にさせていただくことがたくさんありました。

関係者の皆さまにはお忙しい中、貴重な時間を割いていただき本当にありがとうございました。

(せがわ れいこ)

³ 明治4年(辛未)に太政官により編纂された我が国最古の総合統計書。現在の「日本統計年鑑」の前身にあたり、明治4年時点の役人の月給や諸費用、雇い入れた外国人の国別人員や職業別人員などを取りまとめたもの。

⁴ 辛未政表に次いで、明治5年(壬申)に編纂された総合統計書で、内容は、辛未政表に院・省・開拓使の 雇用外国人の国別人員、職業及び月給等が新たに追加されている。

⁵²つを併せて、一般社団法人情報処理学会により情報処理技術遺産に認定された。

【各国在日図書室紹介】

オーストラリア・ライブラリー紹介

追手門学院大学図書館・情報メディア部図書館 阿部 良子

はじめに

「オーストラリア・ライブラリー」 1は 追 手門学院大学附属図書館 内に設置されたオーストラリアについての専門図書室です。在 日オーストラリア大使館から「豪日交流基金 寄贈書」約 15,000 点(洋書 10,000 冊、和書 3,000 冊、視聴覚資料ほか 2,000 点)を受け たのを機に、2007 年 10 月に開設されました。

追手門学院大学は開学 2 年目の 1967 年にオーストラリア研究を専門とする国内初の研究施設として「オーストラリア研究所」(2015 年 4 月より オーストラリア・アジア研究所)を設置し、「オーストラリアおよびその周辺地域の研究ならびに日豪間の相互理解と文化交流に寄与する」ことを目的として役割を果たしてきました。このような実績がオーストラリア政府外務・貿易省の機関である「豪日交流基金」から評価され、本学が大使館内の図書室より寄贈を受けることになりました。



オーストラリア・ライブラリー室内

オーストラリア・ライブラリーは本学図書 館3階にあり、オープンテラスを併設し、自 然環境を楽しむオーストラリアの国民性ともマッチした施設となっています。室内には先住民アボリジニの民族楽器ディジュリドゥ²やアボリジナルアートの複製画、ブーメランやぬいぐるみなどがあり、オーストラリアを感じられる空間にもなっています。2015年12月にはホームページをリニューアルし、より分かりやすく同国に関する情報を提供し、また"アボリジニの言葉で「火」もしくは「炎」をなんと言うのか知りたい"など、これまで受けた質問と回答を「レファレンス事例」として随時更新しながら紹介しています。

所蔵資料について

蔵書はオーストラリアの歴史、経済、文化 ほか各分野を網羅しており、先住民アボリジ ニに関する資料も多数所蔵しています。現在、 英文・和文を含めて、洋書約13.300冊、和書 約 2,700 冊、雑誌約 30 タイトル、視聴覚資 料約1,000点を図書室内書架に配架しており、 利用者は自由に閲覧することができます 3。 遠隔地から資料の利用を希望する方には、所 属の研究機関の図書館、または公共図書館を 通じての ILL (図書館間相互利用) サービス を行っています。資料の購入にあたっては、 歴史・芸術・文学などの人文科学の分野、法 律・経済・社会問題などの社会科学の分野や、 オーストラリアが注目を集めている事柄を取 り上げている洋書を中心に収集しています。 また和書では、ガイドブック、留学に関する 本やオーストラリアについて章単位で取り上 げている図書も購入するなど、幅広い資料を

¹ 大阪府茨木市西安威 2 丁目 1-15 電話 072-641-7746

² Didgeridoo, Didjeridu シロアリに食べられて筒状になったユーカリの木から作られる管楽器。

 $^{^3}$ 他大学・研究機関に所属する方は所属機関の図書館を通じて、一般の方は事前にお問合せをいただいたうえで、ご利用いただけます。

収集の対象にしています。視聴覚資料として オーストラリア製作の映画や自然環境を紹介 する DVD、音楽 CD を購入しており、図書室 内の視聴ブースで利用していただけます。

無料公開データベースについて

オーストラリア・ライブラリーでは、オーストラリア研究に有用な2つのデータベースを「<u>豪日交流基金助成金プログラム</u>」⁴で構築しています。いずれもホームページからバナーリンクし、自由に利用していただけます。

2008年から公開している「オーストラリア 論文データベース」は、日本で発表された オーストラリアに関する論文のデータベース です。豪日交流基金オーストラリア図書館 5 が全国のオーストラリア研究者から寄贈され た論文を対象として作成した「オーストラリアに関する学術研究論文データベース」(収録期間:1966~2004年)を元に再構築したものです。2016年2月現在、2,803件を検索いただけ、著作者に許諾を得たものは本文もデータベース上で閲覧・ダウンロードすることが可能です。現在は、新たに発表された論文の追加更新を進め、併せて既に発表されている 論文に関しても遡及的に収録を行っています。

「オーストラリア研究のためのリファレンス・サイト」は、2010-11 年度助成金プログラムで構築し、2011 年 12 月に公開しました。このデータベースは、これからオーストラリアについて学ぼうとする学生や、同国に関心を持つ一般社会人を主な対象に、オーストラリア研究に役立つと思われる同国内の基本的なサイトを日本語で紹介することを目的としています。一般的に日本人には英語による直接検索に不慣れな方が多く、オーストラリアから発信・提供されるインターネット上の貴重な情報を活かしきれていないという状況が

あります。このような事態を解決することが、 このデータベース構築の目的でした。「連邦政 府」などを含む「全般・総記」をはじめとす る人文・社会科学系の12分野について、日本 オーストラリア学会所属の専門研究者を監修 者として、サイトの選定及び紹介を行いまし た。2014-15 年度助成金プログラムでは、構 築から3年以上が経過して収録しているサイ トにリンク切れをしているものが多く見受け られたため、収録サイトを整理すると同時に 新たに公開されている有用なサイトを追加し、 また2分野を追加する事業を行い、延べ574 件を収録しています。この第二版ではオース トラリアに本部を置く国際オーストラリア研 究学会(International Australian Studies Association=InASA) の研究者に助言をいた だき、更に充実した内容の情報を提供してい ます。データベースの検索機能として、収録 サイトの内容紹介文やキーワード (例:盗ま れた世代 6) で関係のサイトを見つけること ができます。利用統計では、日本国内のみな らずオーストラリアやアメリカなど海外から の利用も多く、全体の半数近くを占めていま す。

さいごに

最近では社会見学の授業で訪れる近隣の小学生にオーストラリアを紹介しています。今後も専門研究者のみならず、研究を始める学生やオーストラリアに興味を持つ利用者に情報や知識を提供する施設として、またオーストラリアの素晴らしさを伝える場所として成長していきたいと思っています。

(あべ りょうこ)

⁴ 豪日交流基金やオーストラリア政府の目的等に見合った、斬新なプロジェクトの提案に対する助成金。

⁵ 東京のオーストラリア大使館内に併設されていた図書館。サービス終了に伴い、同館が所蔵する約1万5 千点の資料は、大阪の追手門学院大学附属図書館に寄贈され、2008年春から一般公開された。

⁶ Stolen generation かつてオーストラリア先住民に対して行われたとされる児童隔離政策で家族から引き離された子どもたちのこと。その影響、規模等についてはいまだ議論が続けられている。



オーストラリア・ライブラリー テラス

平成 28 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員研修等について

国立国会図書館で実施している行政・司法各部門支部図書館の職員を対象とした研修 のうち、本年度新規配属職員研修、司書業務研修の予定についてお知らせします。

【新規配属職員研修】 5月13日(金)から5月24日(火)まで

I、IIは2回実施。5月20日(金)のみ終日での、その他は半日での実施。

※秋にもⅠ、Ⅱを1日コースで実施予定。

月日	科目内容	備考
5月 13日 (金)	I −① 支部図書館制度等に関する説明会	20目にもⅡとともに
	-② 国立国会図書館の見学	1日コースで実施。
5月17日(火)	Ⅱ-① 利用者サービス案内の基礎	20目にも1とともに
	-② NDL-OPACの検索、各種サービスと申込方法	1日コースで実施。
5月20日(金)	I −① 支部図書館制度等に関する説明会	
	-② 国立国会図書館の見学	
	Ⅱ-① 利用者サービス案内の基礎	
	-② NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法	
5月24日(火)	Ⅲ-① 国立国会図書館における複写サービスと著作権	
	-② 調べ方案内-レファレンスツールの基礎	
	-③ 交流会	

※ I 、Ⅱ及びⅢの一部を抜粋した内容を農林水産技術会議事務局つくば分館での実施を検討。

【**司書業務研修**】 6月3日(金)から6月28日(火)まで

最終日のみ終日での、その他は半日での実施。

月日	科目内容
6月 3日(金)又は	オリエンテーション
6 日 (月)	特定テーマ(館外講師)
6月 10日(金)	図書館資料の保存のための講義及び実習(予防的保存を中心に)
6月 14日 (火)	レファレンスサービス―科学技術分野
	レファレンスサービス―新聞情報
6月15日(水)	レファレンスサービス―経済社会分野
	レファレンスサービス―人文分野
6月17日(金)	目録法入門
6月20日(月)	分類法入門
6月21日(火)	レファレンスサービス―判例の探し方
6月28日(火)又は	レファレンスサービス―法令の探し方
27 日 (月)	著作権制度の概要(仮)(館外講師)
	報告・懇談会

今回ご紹介した他にも特別研修を予定しています。支部図書館の皆さまには詳細が決まり次第、 通知させていただきます。日程に変更があった場合も通知させていただきます。

国立国会図書館:図書館職員を対象とする研修

このほか、国立国会図書館では図書館職員を対象とする研修として、遠隔研修、集合研修など各種取り揃えています。詳細は以下をご覧ください。

国立国会図書館 HP トップ > 図書館員の方へ > 図書館員の研修 > 平成 28 年度の研修

参考

専門図書館協議会:

平成 28 年度総会・全国研究集会(東京) 平成 28 年 6 月 23 日 (木) \sim 24 日 (金)

日本図書館協会:

平成 28 年度(第 102 回)全国図書館大会(東京大会) 平成 28 年 10 月 16 日 (日)

平成 28 年度第 18 回図書館総合展:

平成28年11月8日(火)~10日(木)

国立国会図書館『びぶるす』72号(平成28年4月)

日 誌 (平成28年1月~平成28年3月)

平成	1月1日	支部図書館長異動
28 年		会計検査院図書館長 谷野 正明 (前 戸田 直行)
	1月22日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修
		「東京大学法学部研究室図書室及び東京大学大学院法学政治学研究科附属
		近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)見学」
	2月10日	支部図書館長異動
		外務省図書館長 朝子 勝 (前 市川 秀則)
	2月23日	平成27年度第3回兼任司書会議
	3月14日	平成27年度第2回中央館・支部図書館協議会幹事会
	3月22日	平成27年度第2回中央館・支部図書館協議会

国立国会図書館刊行物紹介(平成28年1月~平成28年3月)

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成 28 年 1 月~平成 28 年 3 月の間に公開された記事の一部を紹介します。

『国立国会図書館月報』

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004年4月以降は PDF形式でご覧いただけます。

- 震災を記録する(659号(2016年3月))
- 占領期日本における華僑の出版物 (658 号 (2016 年 2 月))
- メリーランド大学所蔵プランゲ文庫 ~占領期出版物は宝の山~(657 号(2016 年 1 月))
- (2015年刊行分一覧)

『調査と情報』-Issue Brief-

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.908「農地流動化政策の経緯と現状」(2016.3.29)
- No.907「エビデンスに基づく医療政策の必要性―医療の質と費用対効果―」(2016.3.29)
- No.906「<u>再生可能エネルギーの固定価格買取制度―これまでの経緯と今後の方向性―</u>」 (2016.3.25)
- No.905 「<u>日本の当面する外交防衛分野の諸課題―第 190 回国会以降の主要な論点―</u>」 (2016.3.23)
- No.904「<u>米英独仏の補正予算制度</u>」(2016.3.23)
- No.903「<u>TPP の概要と論点 各論(下)一環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて一</u>」 (2016.3.18)
- No.902「<u>TPP の概要と論点 各論(上)</u> 一環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて一」 (2016.3.18)
- No.901「<u>TPP の概要と論点 総論―環太平洋パートナーシップ協定署名を受けて―</u>」 (2016.3.18)
- No.900「『調査と情報—ISSUE BRIEF—』—近年の刊行一覧—」(2016.3.15)
- No.899「福島第一原発事故から 5 年―現状と課題―」(2016.3.11)
- No.898「近年の国際開発目標をめぐる動向—MDGs から 2030 アジェンダへ—」(2016.3.10)
- No.897「国家戦略特区の概要と論点」(2016.3.10)
- No.896「後発医薬品の価格設定と推進策」(2016.3.3)
- No.895「日本の航空機産業―現状と今後の課題―」(2016.3.3)
- No.894「再婚禁止期間─短縮と廃止の距離─」(2016.3.1)
- No.893「外形標準課税をめぐる論点」(2016.2.18)
- No.892「平成 28 年度予算案の概要」(2016.2.1)
- No.891「平成 28 年度税制改正案の概要」(2016.2.1)
- No.890「通訳案内士制度をめぐる動向」(2016.1.28)
- No.889「<u>主権者教育をめぐる状況</u>」(2016.1.26)

- · (2016年刊行分一覧)
- (2015年刊行分一覧)

『外国の立法』

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「<u>米国自由法─米国における通信監視活動と人権への配慮─</u>」(No.267(2016年3月:季刊版))
- 「<u>【アメリカ】国防歳出権限法のアジア太平洋地域関連規定</u>」(No.266-2(2016 年 2 月:月 刊版))
- 「【アメリカ】難民受入れ拡大と州及び連邦議会の動き」(No.266-1 (2016 年 1 月 : 月刊版))
 - · · · 他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- 2016 年 2 月:月刊版 短信
- · 2016年1月:月刊版 短信
- · (2016年刊行分一覧)
- (2015年刊行分一覧)

※※次号『びぶろす』73号のお知らせ※※

2016年7月発行予定です。

特集では公文書を扱う施設・機関等を中心にご紹介する予定です。



72号 平成 28年4月

発行/国立国会図書館総務部 ISSN: 1344-8412

web 版ではリンクをご活用いただけます http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/

